

お客さま各位

西中国信用金庫

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の一部改正について

平素は 格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当金庫では、2024年（令和6年）4月1日施行、2025年（令和7年）4月取扱開始予定の「口座登録法」および「口座管理法」に基づく業務に対応するため、個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を下記のとおり一部改正いたしますのでお知らせします。

※口座登録法…「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」

※口座管理法…「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」

記

1. 改正日

令和 7 年 2 月 3 日（月）

2. 改正箇所

改正後	改正前
<u>特定個人情報等</u>の利用目的 ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため ⑧預金口座付番に関する事務のため ⑨<u>公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務のため</u> ⑩<u>災害時および相続時における預金口座の情報提供に関する事務のため</u> ⑪<u>本人特定事項および個人番号の正確性の確保に関する事務のため</u> ⑫<u>その他上記①から⑪に関する事務のため</u>	<u>個人番号</u>の利用目的 ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため ④金地金取引に関する法定書類作成・提供事務のため ⑤国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため ⑦教育等資金非課税制度等に関する法定書類作成・提供事務のため ⑧預金口座付番に関する事務のため （新 設） ⑨その他上記①から⑧に関する事務のため

※取扱開始は令和 7 年 4 月の予定です。